

○草津市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

平成20年3月10日

規則第3号

改正 平成21年4月1日規則第8号

平成25年4月1日規則第36号

平成26年4月1日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市路上喫煙の防止に関する条例（平成19年草津市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙対策委員会)

第2条 条例第8条第1項の草津市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

3 委員会に委員長および副委員長を置き、委員の互選により定める。

4 委員会の委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故あるとき、または欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員会は、必要があると認めるときは、職員その他関係者に対して、出席を求めて意見もしくは説明を聴き、または必要な資料の提出を求めることができる。

7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4条 委員会の庶務は、まちづくり協働部生活安心課において処理する。

第5条 第2条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(路上喫煙禁止区域の標識等の設置)

第6条 市長は、条例第5条第1項の規定により路上喫煙禁止区域を指定したときは、当該区域内で公衆が見やすい場所に、路上喫煙禁止区域である旨を表示した標識および当該路上喫煙禁止区域の図を設置するものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定等をする際に告示する事項)

第7条 条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 指定した路上喫煙禁止区域および当該区域の名称
- (2) 条例第5条第2項の規定により期間または時間を限って路上喫煙禁止区域を指定した場合にあっては、その期間または時間
- (3) 路上喫煙禁止区域の指定の効力が生じる日

2 条例第6条第2項の規定において準用する条例第5条第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 路上喫煙禁止区域の指定を変更し、または解除した区域およびその名称
- (2) 路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除の内容
- (3) 路上喫煙禁止区域の指定の変更または解除の効力が生じる日

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年4月1日規則第8号) 抄

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年4月1日規則第36号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年4月1日規則第30号)

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。